

原議保存期間	1年(令和4年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付)
各附属機関の長

警察庁丙備二発第8号、丙会発第21号
丙生企発第12号、丙刑企発第9号
丙交企発第15号、丙備企発第29号
丙情企発第17号

令和3年2月26日
警察庁警備局長
警察庁長官官房長
警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長
警察庁交通局長
警察庁情報通信局長

災害に係る危機管理体制の点検及び構築に関する当面の課題について(通達)
「災害に係る危機管理体制の点検及び構築の持続的推進について」(平成29年1月20日付け警察庁乙備発第1号ほか)に基づき、別添のとおり当面の課題を示すので、各都道府県警察の実情に応じた具体的な取組を実施されたい。

なお、「災害に係る危機管理体制の点検及び構築に関する当面の課題について(通達)」(令和2年3月18日付け警察庁丙備二発第17号ほか)は廃止する。

当面の課題

第1 初動警察措置

【初動態勢の確立】

○ 災害警備本部の編成（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 直近の大規模災害における被災地警察の体制とその結果に関心を払いつつ、任務と分量に応じた災害警備本部の要員を確保し、大規模災害発生時にも機能する実効ある体制を編成する。
- ・ 管轄区域の実態を踏まえた災害警備計画等の活動要領を策定するとともに、警察署の災害対応訓練や警察本部による検証を通じ、不断の見直しと改善を図る。

○ 指揮支援班等の派遣（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 特別派遣部隊の受入れと現地における指揮を的確に行うため、指揮支援班を早期に派遣し、現地指揮所を設置する。また、南海トラフ地震や首都直下地震を始め、管轄区域内で発生し得るあらゆる大規模自然災害を想定した上、特別派遣部隊の集結地、宿营地等として適当な場所をあらかじめ選定し、現地指揮所の設置訓練、指揮支援班の派遣訓練等を実施する。
- ・ 被災地警察署を支援するため、警察本部から応援要員を派遣するなどの運用について検討する。
- ・ 災害の発生直後から関係機関との調整・協議、情報共有等を円滑に行うため、被災地の都道府県・市町村等の災害対策本部に派遣する連絡要員（リエゾン）をあらかじめ指定するとともに、関係機関との合同訓練等を通じて連携を強化する。この際、警視級の幹部を連絡要員（リエゾン）に指定するよう努める。

○ 業務継続計画の見直し等（長官官房企画課、長官官房会計課、警備局警備運用部警備第二課、情報通信局情報通信企画課通信運用室、情報管理課、通信施設課）

- ・ 災害時における警察機能を維持するため、参集人員への連絡手段の確保、参集人員の特定、業務の優先順位に応じた参集人員確保の実効性、「業務継続計画」における非常時優先業務の特定状況について、定期的な訓練を通じて問題点の抽出と改善を図る。
- ・ 警察本部及び警察署の代替施設を複数設けるなど、代替施設の整備・多重化を行うとともに、移転時に代替施設が円滑に機能するよう、幹部や職員が移動する経路や手段をあらかじめ明確にし、被災状況の把握や迅速・的確な指揮命令、非常時優先業務の実施に必要な情報通信を確保する。
- ・ 現在の備蓄状況を網羅的に把握した上で、インフラ・ライフライン途絶時において警察活動を継続するために備蓄すべき物資の内訳、備蓄の適正量、安全な保管場所、搬送手段等について検討し、必要な予算を計画的に確保する。
- ・ 資機材・燃料、人材等を迅速に確保するため、関係事業者・団体等との合同訓練を実施するとともに、協定締結等を含めた協力関係の構築を促進し、業務継続計画の実効性を高める。

○ **警察施設の耐災害性向上**（長官官房会計課、警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 地震、津波、大雨による被災に備え、警察施設における装備資機材等の保管場所の点検・見直しを行うほか、施設の建て替えや耐震改修を行うなど、警察施設の耐災害性向上のための取組を進める。
- ・ 警察施設内への浸水等を想定し、上層階への非常用電源装置の設置を進めるほか、発動発電機を整備するなど、停電時における災害対応の拠点としての機能を維持するための整備を行う。

【通信指令】

○ **本部通信指令室及び警察署通信室における体制の確保**（生活安全局生活安全企画課）

- ・ 災害発生時には、110番通報や無線通話が急増し、通信指令に係る業務（災害警備本部への報告・連絡を含む。）が一定期間著しく増加することが見込まれるため、部門にかかわらず、能力や経験を有する者をあらかじめ支援要員として指定して定期的に訓練を行うなど、緊急時における体制を確保する。

【警察用航空機等の運用】

○ **航空隊における体制の確保**（長官官房会計課、警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 他の都道府県警察からの航空機の派遣の要請に対し、迅速かつ確実に対応できるよう、必要な措置を講ずる。
- ・ 応援派遣された航空機の受入れに伴い、航空機の運航に関する指揮、関係機関との運用調整、駐機場所の確保等の業務が大幅に増加することを踏まえ、航空隊においてこれらの業務を円滑に遂行するための措置を平素から推進する。

○ **警察用航空機等の整備**（長官官房会計課、生活安全局生活安全企画課、警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 老朽化の進んだ警察用航空機、警察用船舶及び警察用車両の更新・整備を推進する。

○ **厳しい環境下における警察用航空機運航能力の強化**（長官官房会計課、警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 夜間対応のためのナイトビジョンゴーグル、夜間撮影用資機材、救難救助用連絡資機材等の装備資機材の運用能力を向上させるとともに、夜間における警察用航空機の飛行訓練等を推進する。
- ・ 緊急事態に的確に対処するため、シミュレーターや実機を用いた緊急操作訓練及び対処能力向上のための訓練を推進する。

○ **広域運用における指揮調整能力の強化等**（長官官房会計課、警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 警察用航空機に係る航空リエゾン要員となり得る職員に対し、災害時のヘリ運用について必要な知識及び多数機運用要領に関する教養を平素より実施する。
- ・ 関係自治体等が実施する訓練に参画するなどし、警察用航空機の運用等に係る指揮調整能力の向上及び関係機関との連携強化を図る。
- ・ 災害発生時の航空機用救助活動拠点候補地等をあらかじめ把握し、緊急時に

において安全かつ円滑に使用することができるよう、平素から自治体、施設管理者等と連携を図る。

○ **災害警備部隊との緊密な連携による救助態勢等の確保**（長官官房会計課、警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 警察航空隊と広域緊急援助隊（警備部隊）や災害警備部隊との連携を一層強化するため、ホイスト救助訓練、部隊輸送訓練、情報収集用自動二輪車の搬送訓練等の実戦的訓練を実施する。
- ・ 大規模災害発生時における警察航空隊と災害警備部隊等との連絡方法、具体的な対応要領等を検討する。
- ・ 隊員の練度等を踏まえ、ホイスト救助活動に優先的に従事する者をあらかじめ指定する。
- ・ 災害等に伴う広域派遣を念頭に置き、都道府県警察の枠を越えた合同訓練を推進する。

○ **ヘリコプターテレビシステムの効果的活用**（長官官房会計課、警備局警備運用部警備第二課、情報通信局情報通信企画課通信運用室）

- ・ ヘリコプターテレビシステム運用時の撮影・状況説明の能力向上を図るため、具体的かつ実戦的な訓練を推進する。
- ・ 要救助事案のみならず、上空から確認された特異な被害（広範囲にわたる住家損壊、送電線や鉄塔の損壊・倒壊等）についても、集約・報告するための体制を整える。

【情報通信対策】

○ **警察情報通信基盤の整備・更新**（情報通信局通信施設課）

- ・ 警察活動に不可欠な警察通信の途絶を防止するため、耐震強度不足の無線中継所の建て替え等を行う。
- ・ 災害時における警察通信設備・機器の耐災害性を強化するため、警察移動無線通信システムの更新を実施する。

○ **機動警察通信隊の映像伝送活動の強化**（情報通信局情報通信企画課通信運用室）

- ・ 現場状況の把握に資する機動警察通信隊の映像伝送活動を強化するため、隊員に対する訓練、必要な資機材の整備等を推進する。

○ **警察情報通信システムの障害等への対応能力の強化**（情報通信局情報通信企画課通信運用室、情報管理課、通信施設課）

- ・ 臨時中継所の設置・運用や警察用航空機等に搭載された無線機による不感地帯対策に係る教養・訓練を関係所属と合同で実施する。
- ・ 定期的な訓練を通じて得られた改善点を踏まえるなどし、情報システムに係る業務継続計画の見直しを図る。
- ・ 警察通信施設の機能を維持するため、災害通信対策要領の充実を図るとともに、機能維持に向けた実戦的訓練の実施及び耐災害性の強化に資する整備を推進する。

【情報の収集、集約、広報】

○ **情報の集約・整理・記録・報告**（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 災害警備本部の体制編成に当たっては、110番通報、現場警察官等による被災状況についての情報や警察措置の内容を集約・整理するための専従の要員を確保するとともに、時間の経過に伴い記録が散逸することのないよう必要な措置をとる。また、警察庁への報告連絡に専従する要員を確保し、平素から具体的要領等について継続的に教養を実施する。

○ **被害状況に関する情報を広く収集するための体制の整備**（警備局警備運用部警備第二課、情報通信局情報通信企画課通信運用室）

- ・ 緊急参集要員ではない勤務時間外の警察官等についても、可能な限り被害状況に関する情報を災害警備本部に報告するよう教養を実施するとともに、その報告を受ける態勢を整備する。
- ・ 警察庁が運用する「災害情報投稿サイト」等において、一般人から大規模災害への対応に資する写真、動画等の投稿を幅広く収集できるよう、平素から広報に努めるとともに、発災時における効果的な周知を図る。
- ・ 人が立ち入ることのできない危険箇所等において、小型無人機等の装備資機材を活用して被害状況等を早期に把握するための態勢を整備する。
- ・ 被害が集中すると考えられる地域に展開して、より詳細な被害情報の収集に当たる本部直轄の情報収集班を編成するとともに、現場からの報告要領等について訓練を実施する。

○ **被害広報に関する統制**（警備局警備企画課、警備運用部警備第二課）

- ・ 災害時の人的被害に関する広報は、原則として都道府県が行うこととなることから、警察において調整なき独自広報等を行うことのないよう、災害警備本部において確実に統制する。また、災害発生時に確実に情報共有がなされるよう、平素から都道府県との緊密な関係構築に努める。

○ **災害警備活動の積極的かつ効果的な広報の実施**（警備局警備企画課、警備運用部警備第二課、情報通信局情報通信企画課通信運用室）

- ・ 国民に安心感を付与するとともに、警察活動に対する国民の理解と協力を得るため、専従で広報を行う現場広報班を編成した上、現場の状況に応じて画像・映像の撮影を含めた積極的な取材を促すなど、災害警備活動に関する広報を積極的かつ効果的に実施する。

○ **関係機関・団体との連携強化**（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 被災地で入手した人的・物的被害に関する情報や住民の要望のうち、他の関係機関・団体の災害対処に資すると認められるものについては、各住民のプライバシーの保護にも配慮しつつ、警察活動に支障を生じない範囲内において、都道府県知事部局を通じるなどして、関係市町村や関係機関・団体との共有を図る。

【災害共通対策】

○ **警察署管内における危険箇所に関する実態把握等**（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 関係自治体におけるハザードマップの見直し協議に積極的に参画し、警察事務と調和の取れた内容となるよう調整を図る。

- ・ 関係自治体と連携し、危険箇所、浸水や倒壊のおそれのある建物、避難場所、避難経路、避難行動要支援者等に関する実態把握を推進するとともに、その結果を警察本部で集約・管理する。

【火山災害対策】

○ 火山防災協議会への参画（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 火山防災協議会による避難計画が未策定である場合、策定協議に参画して、警察の意見を反映させる。また、火山災害を想定し、関係機関との合同訓練を実施する。

○ 降灰対策の検討（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 近隣の火山の噴火によって管轄区域内での降灰が想定される場合には、噴火シナリオや火山ハザードマップを把握した上、降灰の具体的影響と対策について検討する。
- ・ 降灰により警察車両を使用することができなくなる事態も想定し、火山灰の除去による道路復旧等が速やかに行われるようにするため、道路管理者等の関係機関の体制、連絡要領・手続等を把握するとともに、火山灰の除去に活用可能な資機材や防じん機能を有する車両の整備に努める。

【風水害対策】

○ 河川の氾濫リスクや避難状況についての情報の入手等（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 管轄区域内の主要河川の氾濫リスクをリアルタイムで把握することができるようにするため、関係機関や自治体との協力体制を構築する。
- ・ 広範囲にわたる浸水により多数の住民が避難することとなる場合も想定し、避難所の開設状況、避難所ごとの避難者等を速やかに把握することができるようにするため、自治体との協力体制を構築する。

【雪害対策】

○ 情報収集体制の整備等（長官官房会計課、生活安全局生活安全企画課、交通局交通企画課、交通局交通規制課、警備局警備運用部警備第二課、情報通信局情報通信企画課通信運用室）

- ・ 大雪等による孤立事案や多数車両の立ち往生事案の発生時に被害状況を早期に把握できるよう、雪害時の情報収集に必要なスノーモービル等装備資機材の整備を進めるとともに、これらの装備資機材を保有する民間企業等との協定締結を含めた協力関係の構築を促進する。
- ・ 車両運転者等に対する除雪の進捗状況に関する情報提供、一酸化炭素中毒の危険性に関する適切な注意喚起等を円滑に実施できるよう、関係職員における認識の共有及び関係機関との連携強化を図る。

【原子力災害対策】

○ 緊急防護措置計画範囲を踏まえた原子力災害対応能力の強化（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 関係自治体の地域防災計画及び広域避難計画（緊急時対応計画）を踏まえ、原子力災害警備計画の見直しを図る。

○ **放射線防護対策の持続的推進**（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 放射線に関する基礎知識・対応要領等に関する教養や、関係資機材の習熟訓練を継続的に実施するとともに、モニタリングに専従する要員を確保し、当該要員の任務分担を原子力災害警備計画に明示する。

【帰宅困難者対策】

○ **自治体及び事業者との連携**（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 自治体による帰宅困難者対策を一層促し、災害発生時の混乱防止に向けた環境整備に努める。

【感染症対策】

○ **災害警備本部等における感染防止対策の推進**（長官官房企画課、長官官房会計課、長官官房給与厚生課、警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 災害警備本部等の設置に備え、災害の規模に応じた最低限必要な従事者及び代替人員をあらかじめ定めておくとともに、透明アクリル板・ビニールシート、消毒薬、マスク等の感染防止資機材の整備・備蓄を推進する。
- ・ 災害警備対策本部等を設置する際は、従事者の健康管理を徹底するとともに、必要に応じて、透明アクリル板・ビニールシート等の設置、手洗い・手指消毒、マスクの着用等を行う。

○ **部隊における感染防止対策の推進**（警備局警備運用部警備第二課、情報通信局情報通信企画課通信運用室）

- ・ 部隊活動の際は、活動エリアを細分化するなどして部隊間の接触を回避するとともに、感染防止に配慮した宿营地の選定、消毒等の徹底、感染防護資機材の適切な使用に配慮する。

【警察官の安全確保】

○ **避難誘導等に従事する警察官の安全確保**（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 津波や風水害からの避難誘導、土砂崩れ現場での救助活動等に従事する警察官に対し、身を守るための教養を実施するとともに、安全確保に必要な装備資機材の更なる整備を図る。

○ **出勤・帰宅時の事故防止**（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 台風のように発生時期の予測が可能な災害の場合は、出勤・帰宅の時間を調整して移動中の事故の防止に努めるよう教養を実施する。

第2 交通の規制

【緊急交通路の確保】

○ **交通規制計画等に基づく各種訓練の実施**（交通局交通規制課）

- ・ 災害発生時における交通対策に万全を期すため、隣接都府県警察等と連携した交通規制訓練等の広域的な交通対策訓練を実施する。

【信号機の減灯対策】

○ **信号機電源付加装置の整備等**（交通局交通規制課）

- ・ 主要幹線道路等に設置されている重要な信号機について、信号機電源付加装置の整備を推進する。

- ・ 信号機電源付加装置が整備されていない信号機の滅灯対策として、必要に応じて、可搬式発動発電機等の搬送可能電源を整備するとともに、同電源を接続できる信号機の整備や操作方法等の訓練を行う。
- ・ 津波や豪雨による浸水が想定される地域に整備する信号機の制御機を高所に設置するなど、設置箇所において想定される災害を考慮し、機能停止を防止するための対策を推進する。

【先行的交通規制の実施】

○ 道路交通法に基づく通行禁止規制の実施（交通局交通規制課）

- ・ 河川の氾濫による冠水等が想定される場合においては、人命を守る観点から時期を失することなく、道路交通法に基づく通行禁止規制を自らの判断において直ちに実施するとともに、道路管理者はもとより、関係自治体とも連携し、交通規制や迂回路等に関する情報発信を確実に行うことができるよう、当該場合に備えた連絡・連携態勢を確保する。

第3 人的被害関係

【人的被害関連情報の取扱】

○ 警察部内における連携（生活安全局生活安全企画課、刑事局捜査第一課、警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 「死者」、「調査中死体」、「心肺停止者」、「行方不明者」、「安否不明者」等の災害関係用語の定義や人的被害関連情報の重要性について、幹部を含む災害対応担当職員に確実に周知徹底する。
- ・ 部門間の縦割りにより情報の整理・集約に誤りが生じることのないよう情報共有及び連携強化を図る。

○ 都道府県との連携（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 人的被害（死者及び行方不明者）については都道府県が広報を行うべきことについて注意喚起しつつ、そのための体制の確立について平素から働き掛けを行う。
- ・ 人的被害情報を迅速かつ確実に都道府県に連絡するための体制を確立するとともに、都道府県による災害死認定等に至るまで継続的に情報共有を実施する。

【行方不明者の捜索】

○ 捜索に関する関係機関との連携（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 自衛隊、消防、海上保安庁等の関係機関と合同で捜索活動を行うことを想定し、合同調整所における役割分担の確認等も含めた訓練を実施する。

第4 部隊の派遣

【救出救助能力の向上】

○ 大規模災害を想定した救出救助訓練の実施（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 大規模災害を想定した訓練を通じ、広域緊急援助隊（警備部隊）及び緊急災害警備隊の救出救助能力の向上を図るとともに、救出救助要員及びその指導者の育成を継続する。

○ **救出救助に係る装備資機材等の整備**（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 大規模災害発生時の部隊活動に必要な装備資機材の充実・強化を図る。
- ・ 機動隊、警察署等における装備資機材の整備及び管理状況について確認し、必要な装備資機材を計画的に整備する。

【派遣元都道府県の治安の維持】

○ **派遣元都道府県の治安を維持するための体制の確保**（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 中長期にわたる部隊派遣を見据えて予備部隊を編成するなど一般治安の確保に万全を期する。

○ **第二機動隊等の救出救助能力の向上**（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 機動隊や管区機動隊を他の都道府県警察に派遣している間に突発的な警備事象が発生した場合に備え、技能指導官、特別救助班員を指導者として活用するとともに、警察署に指導者を指定・配置する制度を創設するなど、第二機動隊員や警察署員等に対して基礎的な救出救助技能を広く指導する。

【部隊の迅速な派遣】

○ **迅速に派遣の要請を行うための体制の確保**（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 発災時、速やかに航空機を含めた部隊の派遣の要請を行うことができるよう、専決の規定を整備するとともに、平素より手続の確認を行うなど、所要の取組を行う。

○ **部隊の前進待機への対応**（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 管轄区域外において災害による被害が事前に想定される場合にも、航空機を含めた部隊の迅速な派遣のため前進待機が求められ得ることを踏まえ、必要な体制を整える。

※ （ ）内は、警察庁の主管局担当課を示す。